

「神埼清明高等学校の部活動に係る活動方針」

佐賀県立神埼清明高等学校

1 目的

部活動は、学校の教育活動の一環として、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的な意義は大きい。

この意義を踏まえ「生徒の健全育成とバランスのとれた学校生活の実現」と「教師の働き方改革」を念頭に置き部活動指導の適正化を図り、より一層充実発展することを目的に「佐賀県運動部活動の在り方に関する指針」及び「佐賀県文化部活動の在り方に関する指針」に基づき「部活動に係る活動方針」を策定する。

2 本校の部活動の在り方について

本校においては、部活動の意義を踏まえながら、一人ひとりの生徒が学校に軸を置いた生活となるよう、今後も積極的な部活動への加入、参加を生徒に求める。

部活動を通して、一人ひとりの生徒が、学級や学年の枠を超えた仲間や教師等と触れ合いながら、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感などを醸成し、社会に貢献できる人間力を育むとともに、本校の部活動が生徒の学校生活をより一層充実させ、地域のスポーツや文化の振興に寄与することとする。

また、個人及び各部活動の目標達成と技術・競技力の向上を目指すとともにあいさつやマナー指導を行い、生涯にわたり学びを継続する資質や能力を育てることとする。

3 基本方針

- 生徒の健全な発育発達や身体能力の向上等を目指し、バランスの取れた生活や成長を配慮した練習時間や休養日の設定を行う。
- 活動方針、計画を作成し、保護者への周知も行う。
- 指導にあっては適切な指導を行い、体罰やハラスメント行為を根絶する。
- 安全管理体制の確立と怪我や事故防止等に努める。

4 適切な指導と休養日等の設定

運動部活動及び文化部活動における休養日及び活動については、生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、生徒のスポーツ障害やバーンアウト等を予防し、心理的な疲労回復を図るため休養日を設定する。

○平日：原則として週に1日以上を休養日とする。

○週休日：原則として土曜日、日曜日の1日以上を休養日とする。

○その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替えるなど、弾力的に行う。

○長期休業等の休業日については、学期中に準じた扱いとする。ただし、長期休業の趣旨を鑑み、生徒及び教師が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、両者にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休業期間を設ける。

5 活動時間

○平日：原則2時間程度

○休業日：原則3時間程度（学期中の週末含む）
ただし、大会参加はこの限りではない。

○考査中または、1週間前は原則禁止とする。ただし、公式の大会等が考査後1か月以内にある場合は、校長に活動許可申請を行う。その場合の、考査中は15時までに完全下校、考査1週間前は18時30完全下校とする。

6 生徒の安全の確保

○練習および練習試合については、生徒の安全を最優先にする。気候変動や夏においては「落雷」「熱中症予防」等について十分注意を払う。

○怪我・事故等が起こった場合の緊急時の初期対応の徹底を図る。

○校内の施設、設備、用具の定期的な安全点検を徹底する。

7 大会への参加

○顧問は、事前に大会名、主催者、期日、会場、引率者等を明記した計画書を校長へ提出する。

○学校行事や検定試験を最優先とする。（公式戦と重複した場合は、協議する）

8 保護者の理解と協力について

顧問は、部活動の方針、大会及び練習計画等を保護者に示して協力と理解を得る。